

# 長野市高等職業訓練促進給付金等 事業(母子家庭・父子家庭)

## 1 内容

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な専門性の高い、次の対象資格を取得する際に、修学期間中に高等職業訓練促進給付金（以下訓練促進給付金）を、また修了後に高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」）を支給して、生活の負担軽減を図ります。

看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士 ・ 作業療法士 ・ 理学療法士  
歯科衛生士 ・ 美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師など

- 介護福祉士、保育士については求職者支援制度（雇用保険を受給できない求職者対象）の対象となっていますので、まずは求職者支援制度の活用をご検討ください。
- 雇用保険の訓練延長給付金、求職者支援制度及び※教育訓練支援給付金等、訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は訓練促進給付金事業の対象となりません。ただし、教育訓練支援給付金については支給額や支給期間等を確認したうえで、訓練促進給付金といずれかを選択することができます。

※「教育訓練支援給付金」は「一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金」とは給付趣旨が異なる制度です。

訓練延長給付金、求職者支援制度及び教育訓練支援給付金等については、ハローワーク長野（228-1300：長野市中御所3-2-3）にお問い合わせください。

## 2 支給額・支給期間

【訓練促進給付金】 修業期間の最後の12か月は4万円を加算<sup>※3</sup>

世帯区分 <sup>※1</sup>	支給額	備考
非課税	月額100,000円	修学期間の相当期間 (上限48か月 <sup>※2</sup> )
課税	月額 70,500円	

【修了支援給付金】

世帯区分 <sup>※1</sup>	支給額
非課税	50,000円
課税	25,000円

※1 申請者及びその同一世帯に属する人の市民税の課税状況によって決定します。

※2 准看護師養成機関を修了する人が看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48か月を越えない範囲での支給となります。

※3 修業期間が12か月に満たない場合も4万円が加算されます。

## 3 対象者

市内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～④を満たす人

- ① 20歳未満の児童を扶養している。
- ② 所得が児童扶養手当受給水準である。
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修学し、対象資格の取得が見込まれる。  
(令和6年度中に6か月以上のカリキュラムに改正される予定)
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる。

※ 訓練促進給付金については修業開始日以後において、また修了支援給付金については修業開始日及び修了日において、上記の要件を満たすことが必要です。ただし、令和6年度中の制度改正により、児童扶養手当受給水準を超過した場合、1年に限り引き続き対象となる予定です。

※ 当該給付金の支給は、お一人一回限り適用を受けることができます。

#### 4 手続き

##### 【訓練促進給付金】

- 給付金の受給を希望される場合は、子育て家庭福祉課または福祉政策課篠ノ井分室で必ず事前相談をしてください。
- 修学開始月から申請することができます。
- 申請書類
  - ① 長野市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
  - ② 地方税関係情報の取得に関する同意書（扶養義務者となる同居親族全員分。児童扶養手当受給者は不要。）
  - ③ 戸籍謄本（申請者本人と児童のもの。児童扶養手当受給者は不要。）
  - ④ 養成機関が発行する在学証明書
  - ⑤ 養成機関の概要がわかるパンフレット等資料
  - ⑥ その他（子育て家庭福祉課から提出依頼があったもの（例）所得証明書、住民票）

##### 【修了支援給付金】

- 修了日から起算して30日以内に子育て家庭福祉課にご相談の上、支給申請を行ってください。
- 申請できるのは、修業開始日（開始月）及び修了日において、上記「3 対象者」に記載されている要件を満たす場合です。
- 申請書類
  - ① 長野市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
  - ② 地方税関係情報の取得に関する同意書（扶養義務者となる同居親族全員分。児童扶養手当受給者は不要。）
  - ③ 戸籍謄本（申請者本人と児童のもの。児童扶養手当受給者は不要。）
  - ④ 養成機関が発行した卒業証書又は修了証明書
  - ⑤ その他書類（子育て家庭福祉課から提出依頼があったもの（例）所得証明書、住民票）

#### 5 支給方法

##### 【訓練促進給付金】

- 毎月、翌月の10日頃に、養成機関に在籍状況を確認後ご指定の口座に振り込みます。
- 月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合（夏季休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれている場合を除く。）は、当該月の訓練促進給付金は支給できません。
- 指定月に、在学証明書等の提出を求めることとなります。該当月に在学証明書等の提出がない場合、支給が保留されますので必ず提出してください。

##### 【修了支援給付金】

申請月の翌月末頃にご指定の口座に振り込みます。

〈お問い合わせ先〉 長野市子育て家庭福祉課 給付支援担当 電話 224-5031 福祉政策課篠ノ井分室 電話 292-2593
--